平成２２年（フ）第４３８０号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ21―106号
債務者　卯木　美雪
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３８８号
大阪市北区本庄東１丁目10番19―601号
債務者　田中真紀子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０３号
大阪市西成区長橋３丁目６番11号　上西アパート10号室
債務者　西村　静兒
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４５号
大阪府枚方市岡山手町12番48―904号
債務者　友枝由美子（旧姓輪替）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５９号
大阪市淀川区新高１丁目８番31号
債務者　小川　令子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１６号
大阪市城東区野江１丁目６番24号
債務者　佐久間統二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５６１号
大阪府枚方市上島町16番５―206号
債務者　河本　広子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７５号
大阪府東大阪市友井２丁目９番６号
債務者　川本　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９６号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目20番10―307号
債務者　滝沢健二こと　金　　太郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０５号
大阪府守口市南寺方南通３丁目14番28―203号
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６０７号
大阪府寝屋川市明徳２丁目12番20―308号
債務者　川面　茂美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６１４号
大阪市旭区清水２丁目10番18号クリスタル清水301号室
債務者　那谷　健司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７２号
大阪府池田市畑１丁目17番18号
債務者　眞田　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１７号
大阪市鶴見区浜３丁目３番23号　102号室
債務者　阪下　裕司
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２０号
大阪市西淀川区野里１丁目27番２―305号
債務者　小野　広美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２６号
大阪市西淀川区竹島３丁目13―５―205、住民票上の住所大阪市西淀川区竹島３丁目８番21号
債務者　当田由香里
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２７号
大阪市西区江戸堀３丁目１番12―205号
債務者　川村美抄緒
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７３号
埼玉県本庄市東台１丁目５番３―506号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部